山形市の障がい者雇用状況について

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和３５年法律第１２３号）第４０条第２項の規定に基づき、厚生労働大臣に通報した令和４年６月１日現在の障がい者である職員の任免状況については、次のとおりです。

障害者雇用率（法定雇用率 2.6%）

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数
R4.6.1 現在	2,789.0	77.5	2.78	0.0

（注意）

1　山形市は、障害者の雇用の促進等に関する法律第４２条の規定による特例認定を受けているため、山形市教育委員会、上下水道部及び市立病院済生館に勤務する職員を合算しています。

2　①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数です。

3　②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、１人を２人に相当するものとしてダブルカウントしています。

　また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については１人を１カウントとしています。さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である、短時間勤務職員については法律上、１人を０．５人に相当するものとして０．５カウントとしています。ただし、短時間勤務である精神障害者であって、平成２８年６月２日以降に採用された者又は平成２８年６月２日より前に採用され、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者は、１人１カウントとしています。

4　④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（１未満の端数切捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが０．０となることをもって法定雇用率達成となります。

　したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が０．０となることがあり、この場合、法定雇用率達成となります。

5　障がいの種別・区分・種類別の人数及び直近１年間に雇い入れた人数については、人数が一桁又は二桁と少数であり、他の情報と照合し、又は各年ごとの数字を比較すること等により、特定の者が障がい者であること又はその障がいの程度等が推認されるおそれがあるため、非公表とします。